

# 令和元年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月25日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所四国支所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,700名（製造委託等<sup>(注1)</sup>1,062名、役務委託等<sup>(注2)</sup>638名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者5,900名（製造委託等4,368名、役務委託等1,532名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
令和元年度	60,000	1,700	300,000	5,900
製造委託等	35,810	1,062	200,190	4,368
役務委託等	24,190	638	99,810	1,532
平成30年度	60,000	1,700	300,000	6,400
製造委託等	39,175	1,173	211,741	4,732
役務委託等	20,825	527	88,259	1,668
平成29年度	60,000	1,700	300,000	6,400
製造委託等	38,680	1,090	208,513	4,564
役務委託等	21,320	610	91,487	1,836

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は186件（製造委託等135件、役務委託等51件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが185件（製造委託等134件、役務委託等51件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託等1件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は189件（製造委託等138件，役務委託等51件）であり，このうち185件（製造委託等137件，役務委託等48件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着件数 <sup>(注2)</sup>				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁 長 官 か ら の 措 置 請 求	計	措置			不問	計
						勧告 <sup>(注1)</sup>	指導 <sup>(注1)</sup>	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	四国	185	1	0	186	0	185	185	4	189
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	四国	134	1	0	135	0	137	137	1	138
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	四国	51	0	0	51	0	48	48	3	51
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	四国	174	0	0	174	0	174	174	0	174
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	四国	115	0	0	115	0	114	114	0	114
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	四国	59	0	0	59	0	60	60	0	60
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	四国	134	0	0	134	0	129	129	4	133
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	四国	97	0	0	97	0	96	96	1	97
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	四国	37	0	0	37	0	33	33	3	36

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(注2) 新規着件数には，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると，合計で311件となっており，このうち，製造委託等に係るものが228件，役務委託等に係るものが83件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は154件（類型別件数の合計の49.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが114件、役務委託等に係るものが40件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は157件（類型別件数の合計の50.5%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が91件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の58.0%）、②下請代金の減額が32件（同20.4%）、③買ったたきが13件（同8.3%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は114件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が62件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の54.4%）、②下請代金の減額が23件（同20.2%）、③買ったたきが12件（同10.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は43件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が29件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の67.4%）、②下請代金の減額が9件（同20.9%）、③やり直し等が3件（同7.0%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定			実体規定												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	害与困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	四国	134	20	154	0	91	32	0	13	1	0	6	2	12	0	157	311	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		四国	101	13	114	0	62	23	0	12	1	0	6	1	9	0	114	228
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		四国	33	7	40	0	29	9	0	1	0	0	0	1	3	0	43	83
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	四国	142	23	165	1	61	23	0	34	1	3	9	2	0	0	134	299	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		四国	91	14	105	1	36	15	0	20	0	3	9	2	0	0	86	191
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		四国	51	9	60	0	25	8	0	14	1	0	0	0	0	0	48	108
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	四国	97	12	109	0	63	8	2	16	0	0	3	2	0	0	94	203	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		四国	73	10	83	0	45	5	2	11	0	0	3	1	0	0	67	150
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		四国	24	2	26	0	18	3	0	5	0	0	0	1	0	0	27	53

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名<sup>(注)</sup>から、下請事業者393名<sup>(注)</sup>に対し、下請代金の減額分の返還等、総額308万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 11 名から、下請事業者 387 名に対し、300 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	四国	11 名	387 名	300 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	四国	6 名	77 名	281 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	四国	2 名	7 名	277 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 2 名から、下請事業者 6 名に対し、8 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	四国	2 名	6 名	8 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	四国	1 名	28 名	23 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	四国	4 名	11 名	3 万円

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、四国支所では9回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、四国支所では四国経済産業局と共同して、当該講習会を4県4会場（うち公正取引委員会主催分2県2会場）で実施した。

### 2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、四国支所では105件の相談に対応した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は10名である。

令和元年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、四国支所では事業者団体等へ8回講師を派遣した。

## 令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 建材の製造を下請事業者へ委託しているA社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② タオルの製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ③ 建設機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① デザインの作成を下請事業者へ委託しているD社は、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 貨物の運送を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったとき（第4条第1項第5号）

- 建材の製造を下請事業者へ委託しているF社は、発注時点の納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の発注時点の単価により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているG社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する自動車の購入を要請した。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 建材の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（125日）を交付していた。